

# 大崎事件の再審開始をもとめる要請書

鹿児島地方裁判所 刑事部 御中

大崎事件では、これまで3度にわたる再審請求審で原口アヤ子さんと男性3名の「無実を明らかにする新しい証拠」が発見されています。これでなぜ再審が開始されないのか？第3次再審請求審では科学的証拠に裏付けられた鹿児島地裁と福岡高裁の再審開始決定を、最高裁が無辜の救済という再審の理念に反する「推認」と「想定」で取り消しました。

「誤判」の是正、真相解明と冤罪犠牲者の救済よりも「誤判」に固執する最高裁に大きな社会的批判が起きています。私たちは最高裁に強く抗議するとともに大崎事件の一日も早い再審開始をもとめます。

これまで3度にわたる再審請求審で明らかになった事実は、

- (1) 遺体には「絞殺」に特徴的に現れる「索条痕」がないことが弁護側、検察側の鑑定で明らかにされ、「西洋タオルで強く絞め殺した」とする男性らの自白は信用できないこと。
- (2) 男性3名の自白を補強する証拠として「夫と原口さんの殺害共謀を「目撃」したという供述は、不自然、不合理で、男性の供述に合わせて変遷していることなどから信用できないことが供述心理学鑑定で解明されたこと。
- (3) 被害者は、当日酒に酔った状態で、路上から自転車もろとも深さ1メートルの側溝に転落しており、死因は、転落時にできた頸椎の損傷などによる「事故死」の可能性が高いこと。

本件は、「絞殺による窒息死」という「殺人事件」ではなく「死亡事故」であることなどです。

原口アヤ子さんは、1979年10月の発生からこれまで40年間、「あたいはやっちょらん」と訴えつづけています。また、自白した男性3人も「やっちょらんことをば言え、言えと責められた」と自白は警察に強要された、と無実を訴えていましたが、3名ともすでにこの世にいません。

原口アヤ子さんと一緒に娘も父の「冤罪を晴らす」と再審を求めています。原口さんは92歳です。裁判所が一日も早く再審開始と再審無罪を出すことが求められていると考えます。

私たちは、貴裁判所が第4次再審請求審で一日も早く再審開始決定をなされるよう心から要請いたします。

氏名	住所	募金

2020年 月 日<送付先>〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目14-20-102

日本国民救援会鹿児島県本部 tel.fax099-298-5161

<取り扱い団体>国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401